

関係府省の第1次回答に対する再意見

- 回答のとおり、すべての災害援護資金の貸付けを親族等の保証人から保証会社の保証とした場合、災害援護資金の借受け時には必ず保証料が発生することとなることから、保証料が不要である親族等の保証人に代えて一律に保証会社の保証とすることは困難であることは理解できる。

- しかしながら、前提として、今回の提案は「従来の保証人制度に代わって保証会社の保証活用制度にせよ」というものではなく、保証人を立てられない状況の者であっても制度を利用できるよう、「保証人、あるいは保証会社によるどちらかの保証を立てられるようにしてはどうか」という、被災者の選択肢を増やすことを要望するものである。

- 本提案の支障が生じた要因としては、東日本大震災の特例立法により保証人なしで災害援護資金の貸付けを可能にしたこともあり、市町村が貸倒れリスクを引き受けざるを得ないことにある。

- 災害援護資金が貸付金である以上、保証人を立てることは当然である。一方、災害時の混乱の中、被災者が親族等の保証人を立てられない場合も考えられるところ、その対応策として、保証人に係る被災者の選択肢の拡充を図るべきである。また、そうした事情の中で保証人を立てたとしても、債権管理上十分に機能していないことも課題である。

- 災害援護資金と同様、低所得者向けに資金を貸し付ける制度として貸付型奨学金がある。貸付型奨学金の借受けの場合、借受人（学生）は親族等の保証人を立てなければならないが、それが困難な借受人（学生）には、公益財団法人日本国際教育支援協会の機関保証を利用すれば、奨学金の借受けが可能になる仕組みも用意されている。

- 「過去の貸付実績から見て保証会社による保証が成り立つのか懸念があること」とのご回答に関し、例えば、貸付型奨学金における機関保証の保証料でみれば、第一種奨学金（無利子）大学の平成30年度保証料月額（目安）によれば、
 - ①貸与総額96万円、返還期間10年で、保証料年額6,000円
 - ②貸与総額360万円、返還期間20年で、保証料の月額2,203円となっており、貸与総額に占める保証料年額の割合は0.7%未満となっている。しかも、保証会社が保証を引き受け得る被災者向けの選択肢の提供という形にすれば、保証会社による保証も成り立ち得ると考える。

- この貸付型奨学金の事例を踏まえれば、災害援護資金についても、例えば、被災者生活再建支援事業を行う公益財団法人都道府県センターが機関保証を行い、親族等の保証人を立てられない被災者にも、機関保証を利用すれば、災害援護資金の借受

けが可能になる仕組みを用意することも可能であると考えられる。

- しかしながら、災害援護資金で機関保証の仕組みを早期に実現できない場合も十分考えられることから、少なくとも、
 - 1) 地方公共団体が地域の金融機関と協定を締結するなどにより、地域の金融機関が災害援護資金を借り受ける被災者に提供するための保証会社の保証を用意することが可能であること、
 - 2) 親族等の保証人を立てられない被災者が地域の金融機関等が提供する保証会社の保証を活用した場合には、現行の政令に規定する保証人を立てたことに該当するとして、市町村が被災者に災害援護資金を貸し付けることが可能になること、を明確にしていきたい。

- 「保証会社に保証を委託する場合は保証料が発生することから、保証人を立てる方が被災者にとって望ましい場合があること」とのご回答に関し、従前どおり親族等の保証人を立てる方が望ましい被災者は親族等の保証人を立てられる一方、親族等の保証人を立てられない、あるいは立てたくない被災者が保証会社の保証を活用して災害援護資金を借りることができるようになれば、保証人に係る被災者の選択肢が増え、被災者の状況や地域の実情に即した災害対応が可能となる。

- また、市町村が政令で定める上限額に達しない場合でも、被災者が無理なく返済可能な貸付けを行うことができるように、被災者の返済能力の範囲内の貸付けとすることが可能であることを明確にしていきたい。